

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

共同利用・共同研究課題

「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究：イラン・サファヴィー朝祖廟を事例として」

平成 30 年度第 2 回研究会

日時：

平成 30 年 11 月 10 日(土曜日)午後 1 時 30 分より午後 6 時

平成 30 年 11 月 11 日(日曜日)午前 11 時より午後 4 時 30 分

場所：AA 研 3 0 2 小会議室

参加者：

近藤信彰，高松洋一（AA 研所員），阿部尚史，小野浩，後藤裕加子，杉山隆一，杉山雅樹，高木小苗，守川知子，矢島洋一，渡部良子（AA 研共同研究員）

スケジュール：

11 月 10 日（土） 13：30－18：00 「サフィー廟寄進地記録 Sarih al-Milk（16 世紀，‘Abdi Beg 版）のデータ化と研究」

13：30－14：30

渡部良子（東京大学・非常勤講師）「‘Abdi Beg 版 Sarih al-Milk3 写本に関する調査報告：寄進地記録写本の作成と管理」

14：30－16：00

各共同研究員による報告「‘Abdi Beg 版 Sarih al-Milk データ化作業結果」

16：00－16：20 休憩

16：20－18：00 総合討論「Sarih al-Milk のデータ分析・研究計画」

11 月 11 日（日） 11：00－16：30 「聖者廟寄進地記録とイスラーム法廷文書」

11：00－13：00

矢島洋一（奈良女子大学）「Sarih al-Milk における法廷文書書式について」

各共同研究員による報告・質疑

13：00－14：00 休憩

14：00－15：30

総合討論「文書集成としての Sarih al-Milk とその研究方法」

15:30-16:30

打ち合わせ：今後の作業計画・第3回研究会の準備

研究会報告：

「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究」初年度第2回研究会は、本共同研究が研究対象とするイラン北西部・サファヴィー教団（現代イランの原型を作ったサファヴィー朝の起源）聖者廟・サフィー廟の寄進地記録 Sarih al-Milk 2 作品のうち、16世紀タフマースプ1世期成立の‘Abdi Beg 編 Sarih al-Milk（以下 SM-AB）の写本の調査、その法的文書としての性格の分析、そして内容のデータベース化のための作業・議論を進められた。

1日目（11月10日）「サフィー廟寄進地記録 Sarih al-Milk（16世紀、‘Abdi Beg 版）のデータ化と研究」では、最初に渡部良子（AA 研共同研究員・東京大学）が「‘Abdi Beg 版 Sarih al-Milk 3 写本に関する調査報告：寄進地記録写本の作成と管理」として、SM-ABの現存3写本（イラン国立博物館 nos.3718, 3819, イラン国立図書館 no.2734）のタイトルページ・コロフォンの書き込みから判明する3写本の作成過程と相関関係、そして欄外書き込みから追跡しうる追補・改訂過程に関する調査の報告を行った。3写本のうちイラン国立博物館 3718 写本が原本とほぼ同時期に作成されたタフマースプ1世への献呈本であり、後にアッバース1世によりサフィー廟にワクフ（寄進）された特別な写本であったことはすでに A.Morton により指摘されていたが、3819 写本、国立図書館 2734 写本のタイトルページの多数の書き込み（3718 写本のタフマースプ印・アッバース1世ワクフ記録の模写、原本照合、フォリオ数確認記録、写本作成・寄進地管財人への引き渡しの記録など）の精査により、サフィー廟寄進地管理に関わるこの寄進地記録が厳密な写本作成・保管方法により管理されていたと考えられること、またそこには聖者廟の財産管理機関の組織・活動に関わる多種の情報が見出されることが確認された。また、3819 と 2734 写本の欄外書き込みは、17世紀～18世紀初のサファヴィー朝下でのサフィー廟寄進地管理の変遷を反映していることも明らかになった。討論においては、SM-AB 写本タイトルページに残る写本作成・管理方法に関する情報にはまだ検討を要する不明点が多く、サファヴィー朝下で展開したシーア派聖者廟庇護政策のもとでの寄進財管理制度の解明が必要であること、また原本照合記録など独自の写本作成手続きは、イスラーム法に基づく売買契約文書・ワクフ文書のコピー集である SM-AB の法的文書としての扱い（法文書の謄本作成手続き）を反映していると考えられることが指摘された。従来、そのテキスト内容が示すサフィー廟の寄進地集積プロセスや、その背景となるサファヴィー教団と地域社会・政治権力との関係が注目されてきた SM-AB であるが、写本のあり方に注目することにより、聖者廟財産管理の中で寄進地記録が持った役割を解明する可能性が示された。

続いて、第1回研究会（6月）から共同研究員が分担して進めてきた 3718 写本のデ

ータ入力作業の結果について、報告・データの検討が行われた。まず近藤信彰（AA 研所員）から、SM-AB の構成方法とその意図を再検討する報告が行われ、数世紀分の文書の調査により目録化された SM-AB の聖者廟財産物件は、イスラーム法に基づくワクフとしての確証性に基づいて分類・配列されていることが指摘された。改めて、寄進地記録 SM をイスラーム法文書行政制度・慣行の中に位置づけて捉えることの重要性が確認された。さらに SM-AB のデータを検討しつつ、各人が担当した地域ごとの作業報告に基づき、教団の成立・発展期の 14 世紀からサファヴィー朝成立により王朝祖廟となる 16 世紀まで、多様な手段・経路で寄進地を獲得していったサフィー廟の財産記録の複雑さが明らかにされた。

2 日目（11 月 11 日）「聖者廟寄進地記録とイスラーム法廷文書」では、SM-AB のイスラーム法文書コピー集としての特徴をさらに具体的に検討し、その特質に基づくデータベースの改良について討論した。

まず、矢島洋一（AA 研共同研究員・奈良女子大学）が、「Sarih al-Milk における法廷文書書式について」として、イスラーム法廷文書研究の立場から、SM-AB に収録された売買契約文書・ワクフ文書の引用・要約が、初期～サファヴィー朝期のイラン・中央アジアの法廷文書の書式に照らしてどのような特徴・傾向を示しているかを論じた。聖者廟の財産の法的正当性を裏付ける文書の引用・利用方法は一定ではなく、恐らく各物件の文書・記録の保管状況や正当性主張の必要に応じて編纂方法が変化したと考えられる。寄進地記録の記述・編纂方法の分析は、イスラーム法行政・慣行の研究においても興味深い課題であることが明らかになった。

この発表・討論を踏まえ、3718 写本から作成した SM-AB データベースをサフィー廟の財産管理システムとサファヴィー朝期イランの政治・社会・法制度の史料として有効に活用していくための修正・改善計画が立てられた。以上の 2 日間の発表・討論を通し、寄進地記録 SM-AB をイスラーム法制度に基づくその性格から捉え直し、イスラーム社会における聖者廟財産管理をめぐる社会・文化・制度の多面的情報を持つ史料としてのその可能性を総合的に示していく準備を進めることができた。（文責：渡部 良子）